

物品購入（修繕）一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

福島県出納局入札用度課長
福島県教育庁特別支援教育課長

公 告 日 及び番号	令和 7 年 9 月 2 6 日 公 告 第 1 8 4 号
購入等件名 及び数量	タブレット端末 2,059 台
質 問 事 項	
①入札説明書＞仕様書＞5 その他 に 「学校職員より指定された場所（屋内）へ納入すること」と記載がございますが、 こちらは軒先渡しではなく、学校職員が指定するフロア及び教室または敷地内の別の建屋に納品し、その搬入に係る経費も費用に含むという認識でよろしいでしょうか。 ②セキュリティおよび運用上の観点から、導入後に端末を修理したり、または紛失してしまった際などに 端末ごとの納品先、シリアル番号、アセット ID 等をまとめた一覧資料が必須となる認識ですが、その資料作成等に係る経費も費用に含むという認識でよろしいでしょうか。 また、端末の納品完了後すみやかに資料を提出するという認識でよろしいでしょうか。 ③学校担当者による検収を確認するための資料として、以下 2 点の資料の納品が必須となる認識ですが、その資料作成等に係る経費も費用に含むという認識でよろしいでしょうか。 ・納品先ごとで撮影した端末の写真（化粧箱に入れたままの状態） ・学校担当者が検収をおこなったことが確認できる資料（物品受領書） また、端末の納品完了後すみやかに資料を提出するという認識でよろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
①⇒お見込みのとおりです。 ただし、各学校敷地内の事務室等 1 部屋にまとめて納品することを想定しており、 複数の教室へ個別に分けて搬入することまでは要求しておりません。 ②⇒仕様書（別紙 2）のとおり、本事業では端末をゼロタッチ登録により設定し納品することとしているため、納品された端末に予定された初期設定が正しく完了しているかを確認するための証跡として、シリアル番号、アセット ID、納品先等を紐付けた一覧資料は、本事業の納品物の一部として必須であり、その資料作成等に係る経費も費用に含むものとしてください。 また、端末の納品完了後すみやかに資料を提出するものとしてください。	

③⇒納品先である学校ごとに必要な書類は「納品書」のみです。
納品書には各学校における納品確認のために、納品先の学校ごとに納品数や型番、金額等を記載
ください。
納品書は各学校の納品時に併せて各学校に提出ください。

なお、ご質問いただいた資料のうち、「納品先ごとに撮影した端末の写真」および「学校担当
者が検収をおこなったことが確認できる資料（物品受領書）を業者側が用意すること」は必須要件
ではありません。